

(15号通知別記第1様式第2)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の氏名	理事長	印
申請年月日	平成 年 月 日		
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

社会福祉法人定款変更認可申請書 (届出書)

申請者	主たる事務所の所在地	滋賀県 市 一丁目2番地34 (法人登記簿の記述と一致)
	名称	社会福祉法人 福社会
	代表者の氏名	理事長 印
申請年月日 (届出年月日)	平成 年 月 日 (FAX事前審査を了した日以降の日付で)	

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
	<p>(目的) 第1条 (1) 第一種社会福祉事業 <u>知的障害者入所更生施設園の設置経営</u> 変更箇所は下線を入れてください。</p> <p>第2条 略 (経営の原則) 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。</p> <p>第4条から第17条まで 略</p> <p>(資産の区分) 第18条 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)～(3) 省略 関係条文・条項以外は、紛らわしくなるので出来るだけ記載を省略してください。</p> <p>第19条から第34条まで 略</p>	<p>(目的) 第1条 (1) 第一種社会福祉事業 <u>障害者支援施設の経営</u> (2) 第二種社会福祉事業 <u>障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p>第2条 略 (経営の原則) 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。</p> <p>第4条から第17条まで 略</p> <p>(資産の区分) 第18条 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1)～(3) 省略 (4) <u>滋賀県 市一丁目2番地34</u> <u>所在の 作業所敷地 761.34㎡</u></p> <p>第19条から第34条まで 略</p>	<p>事業目的の追加 (障害者自立支援法の施行による新体系事業への移行)</p> <p>準則改正に伴う条文整理</p> <p>基本財産の追加</p>
	<p>変更理由のうち、事務所所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更のいずれかのみの場合は、届出書の提出に代えることができる。本様式の標題部分「認可申請書」を「届出書」に、また「申請年月日」を「届出年月日」に適宜書き替えのこと。</p>		
	<p>変更理由のうち、事務所所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更のいずれかのみの場合は、届出書の提出に代えることができる。本様式の標題部分「認可申請書」を「届出書」に、また「申請年月日」を「届出年月日」に適宜書き替えのこと。</p>		
	<p>変更理由のうち、事務所所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更のいずれかのみの場合は、届出書の提出に代えることができる。本様式の標題部分「認可申請書」を「届出書」に、また「申請年月日」を「届出年月日」に適宜書き替えのこと。</p>		

